

丸亀市桜谷聖苑環境保全委員会会議録

日 時	令和5年2月16日(木) 14時00分～14時30分
場 所	桜谷聖苑 会議室
出 席 者	(委員) 山地道弘 横山融 岩崎富夫 安川俊夫 香川勝 廣田勝也 (説明のため出席した者) 〔市民生活部〕 田中部長 〔市民課〕 吉田課長 治郎座副課長 三谷主任 〔桜谷聖苑〕 寺嶋苑長
欠 席 者	なし
傍 聴 者	なし
議 題	(1) 排ガス等の測定結果について (2) 施設整備及び利用状況について (3) 長寿命化計画策定の実施について (4) その他
配 布 資 料	(1) 次第 (2) 委員名簿 (3) 排ガス等の測定結果 (4) 桜谷聖苑利用状況一覧表
発 言 者	議 事 の 概 要 及 び 発 言 の 要 旨
事務局	市民生活部長挨拶 丸亀市附属機関会議公開条例に準じて、会議を公開する旨のことわり (委員全員の賛同を得る)
会長	山地会長会議進行
事務局	1 排ガス等の測定結果について 排ガス、悪臭ともに自主規制値内 2 利用状況及び施設整備について <利用状況> ①稼働件数 増加傾向にあり、令和3年度に年間1,300件を超えた ②霊柩輸送件数の火葬件数に対する割合 令和4年度 24.6% ③葬祭具貸付件数 今年度は5件 低水準ながらも需要有 ④火葬炉累計稼働件数 26,234件 7炉をほぼ均等に稼働 <施設整備>

	<p>① 自動ドア 令和3年度に9カ所修繕済み 令和4年度に残り9か所を修繕</p> <p>② 高圧受電設備（キュービクル） 更新推奨年数経過による更新工事</p> <p>③ 火葬炉設備 ア 火葬炉 耐火煉瓦及びセラミックスの交換、誘引排風機、燃焼空気送風機の更新 イ 炉内台車 耐火煉瓦積替（3台）</p> <p>【質疑応答】</p>
委員 事務局	<p>現在物価が上昇しているが、予算面での問題はないか。</p> <p>電気料金が特に高騰しており、当初予算では不足する見込みであったため、市12月定例議会に補正予算を計上した。</p>
委員	<p>【要望】</p> <p>霊柩輸送に関して、市民が安く利用できる市の霊柩車をもっと周知し、利用促進してほしい。</p>
事務局	<p>3 長寿命化計画策定の実施について</p> <p>桜谷聖苑開苑から約24年が経過するが、今後も施設を長く大切に使うために長寿命化計画を策定し、計画的な設備の更新・修繕を行っていきたい。また、丸亀市で取り組んでいる「ゼロカーボンシティの実現」を考慮し、照明器具の全面LED化の早期実施や太陽光発電の導入を検討している。</p>
委員 事務局	<p>【質疑応答】</p> <p>太陽光発電の導入は丸亀市全体で進めているのか。</p> <p>市の方針としてカーボンニュートラルを推し進めており、公共施設・避難所等には順次整備していく方針である。どういった順番で実施していくか等は市として別途検討し、予算配分した上で計画的に進めていくことになる。</p>
委員 事務局	<p>発電した電力の売電は考えているのか。</p> <p>桜谷聖苑については、施設内で使用する電力の一部を賄うことを目的としており、現時点では売電は想定していない。</p>
委員 事務局	<p>災害時の避難所とするのであれば、太陽光パネルと蓄電池は必要であると考ええる。以前から桜谷聖苑を避難所にできないかと要望しているが、どうか。</p> <p>大規模災害時には火葬施設として昼夜問わず稼働することになる。ご遺体が随時運び込まれ、それらのご遺体を一時的に安置するスペース等も必要となるため、施設を避難所として併用するのは困難だと考えている。</p>
委員	<p>屋根に太陽光パネルを設置するのであれば、照り返しを考慮してほしい。待合室側の屋根であれば問題ないと思うが、近隣住宅から見える部分は反射光が目立つと困る。反射を防ぐタイプのパネルもあるため、設置場所だけでな</p>

事務局	<p>く設置するパネルの種類も十分に検討し、桜谷聖苑の景観及び環境が悪くならないよう配慮してほしい。また、事前に計画内容について意見を出したいので、計画段階で1回・完成前に1回環境保全委員会を開き、内容について諮ってほしい。</p> <p>時期はまだ決まっていないが、提案等ができた段階で会議を開いて意見をお伺いしたい。パネルの種類については、屋根の強度や角度、設置できる重量等と併せて、反射についても充分配慮して検討する。</p>
事務局	<p>4 その他</p> <p>①霊柩車兼移送車の購入について、近年自動車部品等の納入が滞っているため、発注から納品まで1年以上かかる見込みである。よって、令和5年度に発注し、令和6年度に納品となる予定で進めたい。なお、車両はゼロカーボンシティの実現へ向けた取り組みの一環として、ハイブリッド車を購入したい。</p> <p>②火葬及び収骨後の残骨灰の供養について、残骨灰の分別処理を委託している業者が善通寺市にある善通寺と契約を交わしたことにより、残骨灰から有害物質等を取り除く処理をした後のご遺骨の一部を、善通寺の境内に納骨し、供養していただくことができるようになった。納骨堂の敷地面積等もあり、善通寺で供養していただくのは7回忌までの6年間であり、その後はこれまでと同様に総持寺に収めることとなる。まれに、収骨を行わず全てのご遺骨を桜谷聖苑で引き取ることを希望するご遺族がいらっしゃるため、そうしたご遺族には、今後は遺骨の供養先として善通寺を案内したい。</p>